

令和6年度版
事業概要



沖縄県土木建築部

北部土木事務所



〒905-0015 沖縄県名護市大南一丁目13番11号

TEL: 0980(53)1255 FAX: 0980(53)5804

Mail: xx060011@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ

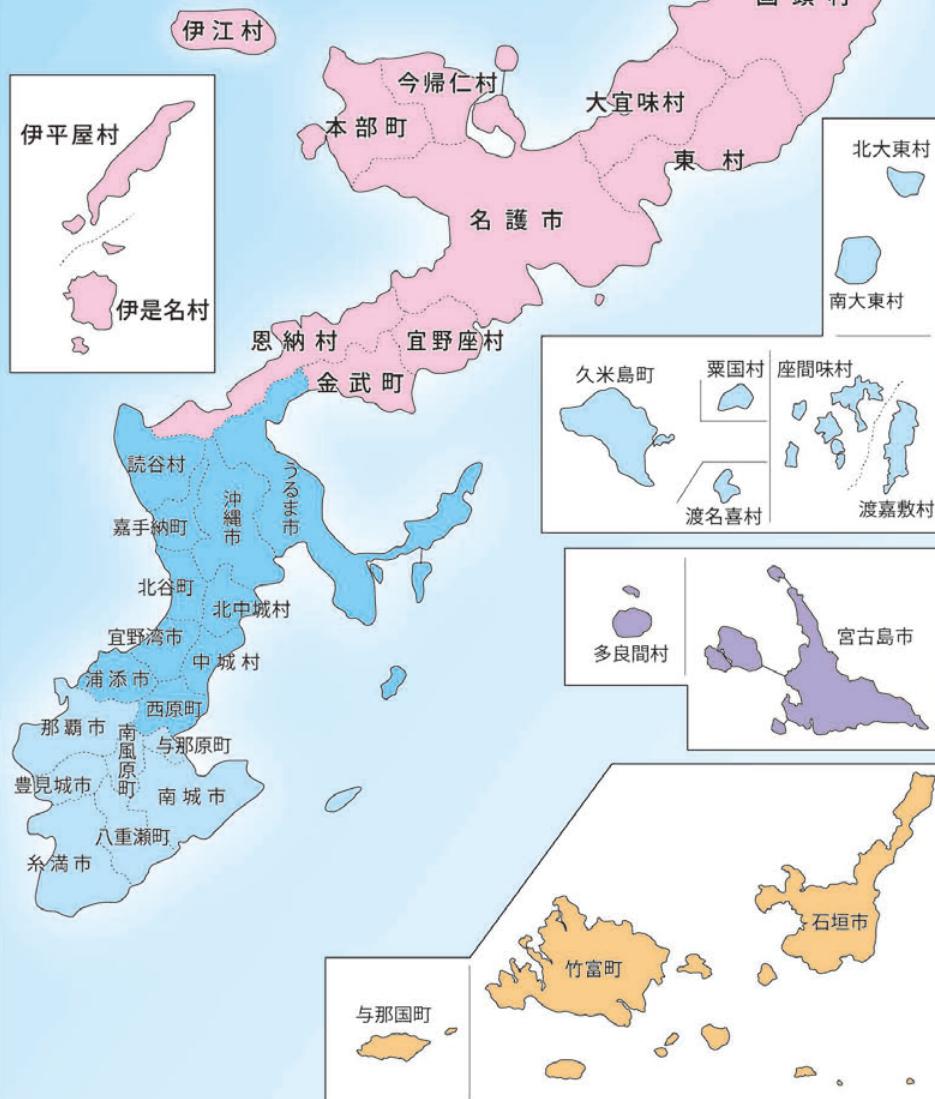
<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/doboku-hoku/>

大保大橋

1 北部土木事務所の概要

所管区域図

北部土木事務所 宮古土木事務所
中部土木事務所 八重山土木事務所
南部土木事務所



はじめに

北部土木事務所は、沖縄本島北部の拠点である名護市に位置し、沖縄本島の恩納村、金武町以北、伊平屋村、伊是名村、伊江村の離島を含む1市2町9村を行政管轄区域としています。

管内の面積は、約825.35km²で県土面積の約36.2%、人口は、約128,234人で県人口の約9%であり、国定公園に指定されている海岸線、またヤンバルクイナやヤンバルテナガコガネ等貴重な動植物が生息する広大な森林や川など豊かな自然に恵まれた地域であります。

当事務所では、これらの豊かな自然と調和を図りながら、北部地域の振興、発展及び地域の活性化や生活環境の改善のため、道路、河川、海岸、公園、港湾等の社会資本の整備を推進するとともに、既存施設の安全確保や維持管理、並びに建築確認等の許認可に関する事務を行っております。

この事業概要是、当事務所管内の土木建築行政を紹介するものであり、広くご活用頂き、土木建築行政のご理解を頂ければ幸いに存じます。

所管区域の概要

	管轄市町村数	面積(km ²)	比率(%)	人口(人)	比率(%)
北部土木事務所	1市2町9村	825.35	36.2	128,234	8.8
中部土木事務所	4市3町3村	283.27	12.4	642,397	43.9
南部土木事務所	4市4町6村	354.95	15.6	585,257	40.0
宮古土木事務所	1市1村	225.90	9.9	53,458	3.7
八重山土木事務所	1市2町	592.45	26.0	52,700	3.6
計	11市11町19村	2,282.10		1,462,046	

*うるま市、金武町の境界未定地(0.18km²)は面積合計にのみ含める。

出典：面積は、国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」（令和6年4月1日現在）による。

人口は、沖縄県企画部統計課「沖縄県の推計人口」（令和6年4月1日現在）による。

各班の所掌・組織図

所長

業務総括

庶務班 7名

- ・庶務に関すること
- ・工事及び委託設計の入札及び契約に関すること
- ・建設業法に係る事務に関すること

用地班 9名

- ・公共土木工事に関する用地買収、物件の補償に関すること

建築班 5名

- ・建築基準法及び建築士法に関すること
- ・宅地建物取引業法の事務に関すること

計画調査班 3名

- ・土木事業に係る事業実施計画策定、諸調査、関係機関等との協議、調整に関すること
- ・事業概要作成に関すること

維持管理班 19名

- ・県道及び知事管理一般国道の維持管理に関すること
- ・河川、海岸、港湾、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の維持管理に関すること
- ・道路の占用・承認工事の許可、屋外広告物に関すること

道路整備班 8名

- ・道路、橋梁、トンネルの新設、改良工事の調査、設計及び監督に関すること
- ・道路災害に関すること

河川海岸班 7名

- ・河川、建設海岸、港湾海岸、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事の調査、設計及び監督に関すること
- ・河川災害、海岸災害に関すること

都市港湾班 7名

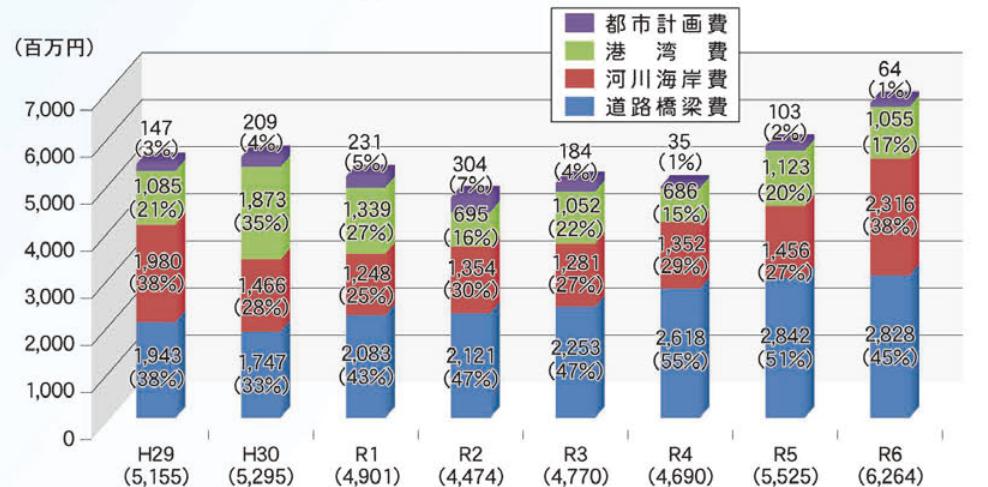
- ・街路、公園、港湾、空港工事の調査、設計及び監督に関すること
- ・港湾災害、空港災害、公園災害、街路災害、都市災害に関すること

主幹(検査担当)

職員数	事務職	22名
	技術職	45名
	土木整備員	2名
	計	69名
	(定 数)	70名

(令和6年4月1日現在)

予算推移



事務所の沿革

- 昭和21. 4.24 沖縄民政府工務部土木課名護出張所として、名護288番地に設置される。連絡事務所として、恩納村方面事務所、名護方面事務所、今帰仁方面事務所、本部方面事務所、辺土名方面事務所が同時に設置される。
- 昭和25.11.12 沖縄群島政府が誕生し、沖縄群島政府工務部北部工務部出張所となる。
- 昭和27. 4. 1 琉球政府が発足し、工務局北部出張所となる。
- 昭和28. 4. 1 組織機構の改革により、工務局沖縄出張所となる。
- 昭和33. 2.23 庶務課、工事課、道路課が設置される。
- 昭和36. 8. 1 機構改革により、建設運輸局北部建設事務所となる。
- 昭和40. 8. 1 機構改革により、建設局北部建設事務所となる。
- 昭和47. 5.15 沖縄の本土復帰に伴い、沖縄県土木部が発足し、北部土木事務所となる。所内の組織は、庶務課、工事課、道路課、建築課で事業執行。
- 昭和48. 6. 1 所内組織が庶務課、工事課、道路課、建築課、用地課、都市計画課の6課となる。
- 昭和52. 5. 1 工事課、道路課、都市計画課を廃止し、庶務課、維持管理課、建築課、土木第1課、土木第2課、土木第3課を廃止し、庶務班、維持管理班、用地班、建築班、道路整備班、河川海岸班、都市港湾班が新設される。
- 平成 24. 4. 1 組織改正により、計画調査班を廃止し、計画調査スタッフが新設される。
- 平成28. 4. 1 組織改正により、計画調査班が廃止され、計画調査班が新設される。
- 昭和54. 8. 1 土木部が土木建築部に名称変更。
- 昭和55. 4. 1 濱底大橋建設に伴い、濱底大橋建設現場事務所設置。
- 昭和56. 3.20 事務所別館完成。
- 昭和56. 4. 1 庶務課長兼任で事務次長が配置される。
- 昭和59. 4. 1 事務次長の庶務課長兼任が廃止される。
- 昭和63. 3.25 事務所別館（旧那覇法務局名護出張所厅舎）購入。
- 平成 5.11.16 北部合同庁舎完成に伴い、移転。
- 平成 5.12.20 旧土木事務所は、移転に伴い総務部管財課へ移管する。
- 平成 9. 4. 1 古宇利大橋建設に伴い、古宇利大橋建設現場事務所設置。
- 平成10. 4. 1 計画調査班設置（土木建築部の内部運用）。
- 平成14. 4. 1 行政組織の改正により、所長は本府次長級に次長は本府課長級に格付される。
- 平成18. 4. 1 組織改正により、庶務課、維持管理課、用地課、建築課、土木第1課、土木第2課、土木第3課を廃止し、庶務班、維持管理班、用地班、建築班、道路整備班、河川海岸班、都市港湾班が新設される。

2 道路整備班

道路整備班

北部地域の道路は、国が管理する国道58号、329号、および北部土木事務所が管理する金武町・恩納村以北の国道331号、449号、505号とそれらに連結する主要地方道6路線、一般県道24路線で主な道路を形成しています。併せて、12市町村の市町村道が網状に連結されて北部圏の道路網を構成しています。北部土木事務所の管理する道路の総延長は399.226kmで、その内訳は一般国道(指定区間外)87.06km、主要地方道155.375km、一般県道156.790kmとなっており、県民や観光客などの道路利用に対する整備の必要性、緊急性等を判断し、道路整備に取り組んでいるところです。

大保大橋



名護本部線



国道449号(本部北道路)



新本部大橋



3 河川海岸班

河川海岸班について

河川海岸班では、河川事業、海岸事業、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業を所管しています。

我部祖河川(名護市)

河川について

北部管内には、特に県民生活に重要な26水系40河川（沖縄県全体は、51水系75河川）が県知事管理の2級河川に指定されています。これまでの河川整備により甚大な浸水被害は減少していますが、近年でも局地的な豪雨により未整備箇所において浸水被害が発生しているため引き続き整備を進めています。また、河川の整備については、川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしとの調和にも配慮し、河川が本来有している多様な河川景観を保全・創出する川つくりに取り組んでいます。

饒波川砂防事業 (大宜味村)

砂防について

本県は、土砂災害から県民の生命、財産を守るため土砂災害防止工事のハード対策を進めています。北部管内においても、砂防指定地：143ヶ所、地すべり防止区域：1ヶ所、急傾斜地崩壊危険区域：12ヶ所（沖縄県全体は、砂防指定地：163ヶ所、地すべり防止区域：34ヶ所、急傾斜地崩壊危険区域：85ヶ所）を指定しており、土砂災害による災害防止のため砂防堰堤や流路工等の整備に取り組んでいます。

海岸について

本県は、台風の常襲地帯であり、波浪・高潮による被害を度々受けるため、北部管内においても、防護機能を優先した直立護岸のような整備が進められてきました。しかし、近年は、地域の特性・自然環境・利用者・生物に配慮した整備が求められていることから本県の海岸整備基本計画である「琉球諸島沿岸保全基本計画」（平成15年4月策定）に基づき、従来の線的防護から離岸堤、海浜等を配置した面的防護方式による整備を進めると共に海辺のアクセスや景観、環境、利用にも配慮した海岸整備に取り組んでいます。



有銘海岸 高潮対策事業 (東村)



伊差川線

伊差川線は、県道71号線(名護宜野座線)のうち、名護市城から伊差川に至る約3.35kmの都市計画決定された道路です。

現在、伊差川工区、大北～伊差川工区及び大中工区を整備する街路事業を進めています。



伊差川線（伊差川工区完成予想図）



本部港（本部地区）

名護城公園

(事業名:名護中央公園)

名護城公園は自然環境に配慮した整備を行い、憩いの場として地域の人々に愛されてきました。

長寿命化修繕計画に基づき、快適で安全な公園を目指して施設の修繕を進めています。



なんぐすくこうえん
名護城公園（さくらの園）



前泊港

伊江島空港

伊江島空港は昭和50年に沖縄国際海洋博覧会関連事業として滑走路1,500mで整備されました。

現在、滑走路端安全区域(RESA)の範囲拡張を進めています。



伊江島空港



水納港（完成予想図）

港湾について

重要港湾2港、地方港湾10港の合計12港の港湾があり、主に、伊平屋島、伊是名島、伊江島、水納島の4つの有人離島と沖縄本島間の生活・物流・産業等の円滑化に重要な役割を担っています。

水納港では、利用船舶及び利用者の安全性・利便性向上を目的とした、港湾整備(防波堤、浮桟橋等)を進めています。

道路の機能を常時良好な状態に維持するため、路面清掃や除草、舗装や道路構造物(橋梁やトンネル等)の補修など適切な維持修繕・管理を行うとともに、歩行者や車両が道路を安心して利用できるように歩道や交通安全施設の整備、落石の恐れや崩落の危険が予測される法面の対策を行っています。また地域の住民の日常生活の安全性、利便性の向上など快適な生活環境の確保を図るため小規模な車道改修、歩道設置等の整備を行います。



●2021.06豪雨により発生した土砂崩れ(東村有銘)



●2021.07対策後(東村有銘)

道路防災保全事業(橋梁補修系)

●建設から長期間経過した橋梁の補修及び耐震対策を行う事業

港原第一橋 橋梁補修工事



施工前



施工後

公共交通安全事業

●歩行者及び車両の安全を確保するため、歩道設置、交差点改良、防護柵・道路標識・照明灯・道路情報提供装置の設置等を行う事業



◆道路情報板の設置
(名護市源河)

道路防災保全事業(災害防除)

●災害を未然に防止するため、法面保護や落石対策、トンネルの補修等を行う事業

名護運天港線災害防除箇所



施工前



施工後

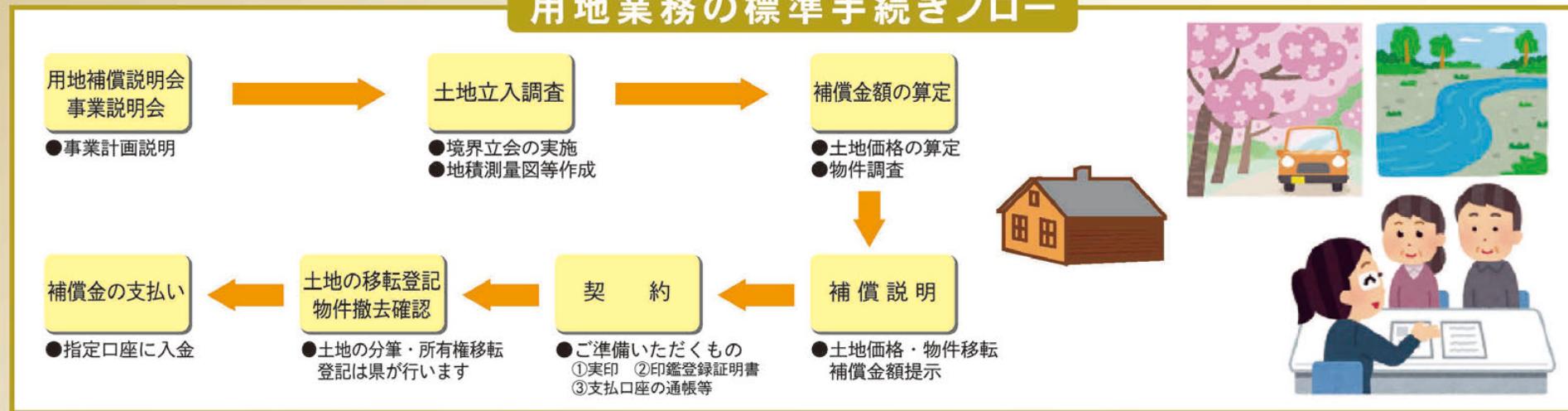
6 用 地 班

公共用地の取得及び建物等の移転に関する補償

北部管内の公共事業に伴う用地取得・補償業務を実施しており、事業種類は、道路・空港・街路・公園・河川の事業となっています。

用地取得及び補償業務を円滑に遂行するため、「沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準」及び「同実施細則」により、適切な損失補償を行っています。

用地業務の標準手続きフロー



補 儻 の 内 容

一般的に行われている補償の内容は以下のとおりです。

1. 土地の補償

土地価格の算定は、地価公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価などを参考に、現地調査、確認のうえ、正常な価格で補償します。

2. 建物・工作物の補償

建物・工作物を事業用地から移転するための費用を補償します。移転料の算定は、土地、建物の支障の程度などを検討し、最も合理的な移転工法により行われます。

3. 立竹木の補償

移植、伐採に必要な費用を補償します。

4. 動産移転補償

家財道具、農機具などの移転に必要な費用を補償します。

5. 仮住居補償

建物の移転期間中(構内再築の場合)の仮住居に必要な費用を補償します。

6. 営業補償

店舗などが移転することにより、一時的に休業するときの収益損失などを補償します。

7. 就業不能に対する補償

移転先の選定、動産の整理及び移転工事のため仕事ができないことに対して補償します。

7 建築班

建築班の業務は、建築基準法、建築士法、都市計画法、宅地建物取引業法、沖縄県福祉のまちづくり条例及び沖縄振興開発金融公庫等、多岐にわたっています。また、県有建築物工事の監督業務等を担当しております。近年の状況は次のとおりです。

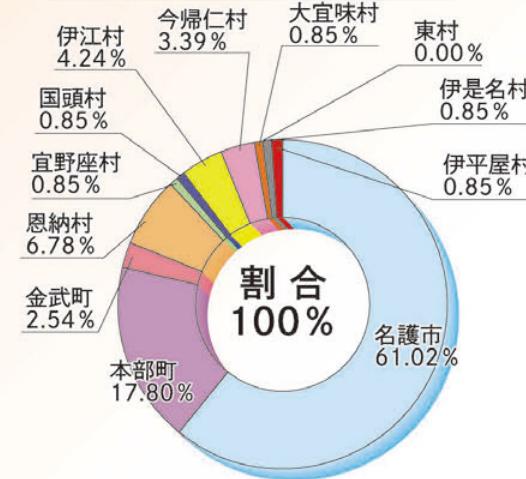
建築確認及びその他の取り扱い事務

関係法令	内 容	R3	R4	R5
建築基準法	建築確認	152	122	118
	計画変更	9	16	27
	中間検査	13	5	9
	完了検査	148	118	111
	建築許可申請（進達業務を含む）	27	39	33
	建築認定申請（進達業務を含む）	11	7	7
	道路位置指定	3	6	5
	定期報告	952	1189	773
	工事届及び除却届	824	852	789
都市計画法	開発許可関係申請・届（進達業務含む）	11	8	15
	許可不要証明	6	9	8
	工事完了公告前の建築承認	1	3	2
建築物省エネ法	届出（進達業務含む）	36	31	36
宅地建物取引業法	免許申請	11	9	9
	主任者登録申請・変更申請・変更届	12	8	8
	その他	31	37	30
福祉のまちづくり条例	事前協議	24	12	20
	工事完了検査	16	16	6
	適合証交付	0	1	0
沖縄振興開発金融公庫法	融資住宅設計審査	0	0	0
	融資住宅設計審査(完了)	0	0	0
建設リサイクル法	通知書及び届出書	142	144	135
各種証明事務	台帳記載証明願、位置指定道路証明	330	467	502

建築確認件数の推移



市町村別確認件数



市町村名	件 数	割 合
名護市	72	61.02%
本部町	21	17.80%
金武町	3	2.54%
恩納村	8	6.78%
宜野座村	1	0.85%
国頭村	1	0.85%
伊江村	5	4.24%
今帰仁村	4	3.39%
大宜味村	1	0.85%
東村	0	0.00%
伊是名村	1	0.85%
伊平屋村	1	0.85%
合 計	118	100.00%

営繕工事

工事名	件 数
なし	0
合 計	0